

べく考慮すべし。
 二 部会委員の昨年中に於ける出勤を出勤振にせられたし。
 (回答) 考慮すべし。

〔六〕 新規採用者の私物箱設置の件外二項に關する自動車部の
 口頭嘆願 — 瀬川運輸課長宛(二月二十七日) —

- 一 新規採用者の私物箱設置の件
- 二 自動車乗客賃造貨幣使用者あり、車掌の年俸を中止せられたし。
- 三 公休者の車使用に依り運転キロ過止し、部介品並に転工不足に依り修繕箇に合は下、従業員、収入に影響下。

〔七〕 三陸地方出身者有給休暇容認に關する東交執行委員の嘆願 — 舟御課長宛(三月八日) —

- 一 三陸地方の地震に就いて全地方出身者にして己むを得ず歸省する者に対し有給休暇を附與せられたし。
- (回答) 実狀調査の上考慮すべし。

〔八〕 中岡ホギ一車問題に關する電車部錦糸堀支部の嘆願
 — 営業所長宛(三月二十八日) —

- 一 当下工場に製作中の改造車が錦糸堀車庫に配置せられたる、場合ハ應接車掌等從來ホギ一車並に取扱はれたし。
- 二 錦糸堀営業所食堂清潔保持に干す件。

〔九〕 勤務時間改正外十二項に關する電車部榊島支部の嘆願書
 — 中津営業所長宛(三月一日) —

- 一 勤務時間を改正せられたし。
- 二 低床車配車に努力せられたし。
- 三 便所に引窓を設けられたし。
- 四 便所の器具を付けられたし。
- 五 便所の電球を四つに増設せられたし。
- 六 終点に便所を設置せられたし。
- 七 食堂に大燭風器を設けられたし。